

学校法人セントヨゼフ女子学園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、学校法人セントヨゼフ女子学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第三十五条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四 役員の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払われるものをいう。
- 五 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 常勤の役員 報酬
- 二 役員で学校の職員を兼ねるものは 無報酬
- 三 非常勤の役員 報酬
- 四 評議員で学校の職員を兼ねるものは 無報酬
- 五 非常勤の評議員 報酬

(報酬額の算定方法)

第四条 理事及び評議員に対する報酬の額は別途内規に定める。

- 2 監事に対する報酬の額は別途内規に定める。

(報酬等の支給方法)

第五条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は10日締め21日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第六条 役員及び評議員には、別途内規に定める費用に基づいて、支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第七条 新たに理事長職に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の指数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第八条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げるものとする。

(摘要除外)

第九条 学校の職員を兼務する役員・評議員は、この規程を適用しない。

(公表)

第十条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第十一条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第十二条 この規定の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2006年11月13日より適用する。

2 この規程は、2010年4月1日より適用する(2010年3月31日理事会で理事長報酬を議決)。

3 この規定は、2020年4月1日より施行する。

学校法人セントヨゼフ女子学園
役員及び評議員の報酬等に関する内規

役員及び評議員の報酬額

1. 理事及び評議員の報酬額

名 称	報 酬
理事長	月 150,000 円
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

※1 理事長、常勤の役員の報酬については理事会で決める。

2. 監事の報酬額

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円

3. 費用の支払額

交通費	実費
宿泊費	実費（13,000 円限度とする）
その他	実費

※1 交通費は公共交通機関の利用を優先し実費精算する。

※2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。